

令和8年7月10日

## 職員の分限処分について

富谷市では、地方公務員法に基づき、職員の分限処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

### 記

#### 1 分限処分の内容

分限処分の内容	
被処分者	経済産業部産業観光課 課長補佐 49歳 男性
処分内容	休職

#### 2 事案の概要

令和8年6月10日（水）、当該職員が業者から接待等を受けた見返りに職務上便宜を図った疑いで逮捕され、令和8年7月1日（水）に起訴された。

#### 3 処分年月日

令和8年7月1日（水）

問合せ先

○富谷市総務部総務課人事組織管理担当

電話：022-358-0621